

## 《シリーズ 旧朝鮮半島出身労働者問題を考える》発刊のことば

二〇一五年七月、ドイツのボンで開催されたユネスコの世界遺産委員会において、「明治の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、八県十一市に立地する二十三の遺産全体で一つの世界遺産価値を有する遺産として登録されました。十九世紀の半ば、西洋の科学技術の情報が限られていた東洋の一国は、開国と共に西洋の産業技術を受容し、明治の社会変革の大きな痛みを乗り越え、半世紀で産業システムを構築し、工業立国の土台を築きました。本遺産群は「幕末」から「明治の後期」にかけての重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）における急速な産業化の道程を証言しています。

世界遺産登録の過程で、韓国政府は、いくつかの資産において、第二次世界大戦中、旧朝鮮半島出身労働者が厳しい環境の下で働かされたとして登録に強く反対しました。また、二〇一八年十月には韓国の最高裁判所にあたる大法院が日本の朝鮮統治を「不法」と判断し、不法行為に対する慰謝料は一九六五年の日韓基本条約と日韓請求権協定で清算された請求権に含まれないとして、新日鉄住金（現・日本製鉄）を訴えた旧朝鮮半島出身労働者に勝訴の判決を下しました。

一般財団法人産業遺産国民会議は、かかる事態に呼応し、戦前・戦中・戦後の事業現場で働いた人々の労働や暮らしについての証言や一次史料の収集に取り組んできました。この課題については、今まで多くの研究が行われていますが、世界遺産登録を契機に、日韓問題の専門家ならびに有識者のご助言をいただき、《シリーズ 旧朝鮮半島出身労働者問題を考える》を発刊することといたしました。

韓国大法院判決には日韓基本条約と請求権協定の内容に照らし、どういふ問題があるのか、旧朝鮮半島出身労働

者の雇用状況や労働の実態はどうだったのかなど、戦時中の事情を知る方々の証言も織りませ、包括的かつ体系的に一次情報を調査し、実証的調査分析に基づき、各分野の専門家による知見を集約します。日韓関係のパラダイムが変化しつつある現在、客観的かつ適切な一次情報によりながら旧朝鮮半島出身労働者に関する問題について総合的な検証を行うことこそ、両国間の真の関係を構築する上で重要であると考えます。

今後の日韓関係において、ひいては現在の裁判においても、日本が国際的な場での発信力を強めていくべく、本シリーズが一助となることを願っています。

二〇二二年三月

一般財団法人産業遺産国民会議専務理事

加藤 康子

## はじめに——本書の主題と内容

本書は総論「朝鮮人強制連行プロパガンダ」、第一部「朝鮮人戦時労働の実態」、第二部「戦後の展開(1)」日本」、第三部「戦後の展開(2)」韓国」、「資料」という構成を取っている。『朝鮮人戦時労働の実態』と題した本書の隠れたテーマは、二〇一八年十月の韓国大法院が下した戦時労働者判決批判だ。総論と各論六本の論文はすべて、この判決が一九六五年の国交正常化以来、先人らの努力によって築き上げられてきた日韓両国の友好関係を大きく傷つけていることへの危機感を共有している。

同判決を批判するには、歴史学の観点と法解釈の観点が二つの柱となる。そこで本書では、韓国の現代史と日韓関係を研究してきた西岡力が編者となり、歴史を専門とする学者二人と、この分野の訴訟に詳しい弁護士二人が各論の筆者になった。

編者である西岡は韓国・北朝鮮地域研究を専攻し、一九七七年に韓国に留学して以来、日韓関係、特に慰安婦問題と戦時労働者問題に関する研究を続けてきた。二〇一八年の大法院判決に強い危機感を抱き、二〇一九年四月に『でっちあげの徴用工問題』（草思社）を世に問うている。本書の西岡執筆部分は同書の内容をより発展させたものだ。

西岡以外の筆者について紹介しよう。目次の順で、長谷亮介は日本近現代史が専攻で法政大学から博士号を取得している気鋭の研究者だ。現在は歴史認識問題研究会の研究員として戦時労働者問題や南京事件などについて精力

的に実証研究を続けている。

勝岡寛次は著名な日本史学者で日本教育史を専攻し、明星大学戦後教育史研究センターで研究活動を行っている。歴史認識問題研究会の事務局長を務め、同研究会の紀要『歴史認識問題研究』に戦時労働者問題の日本における研究と運動の歴史に関する緻密な実証論文を発表している。

なお、西岡は歴史認識問題研究会の会長であり、この間、勝岡、長谷とともに同研究会で朝鮮人戦時労働者問題について集中して研究してきた。本書にもその研究成果の一部が反映されている。

和田衛は、東京地検検事、法務省訟務局付検事を経て、弁護士となり、企業法務、コンプライアンスをメインの業務としている。戦時労働者問題については、一九四五年に秋田県大館市で起きた花岡事件について、企業側訴訟代理人として、華人戦時労働訴訟での日本で初めての和解解決に関与した経験を有しており、爾来、戦時労働者問題に関心が深い。

岡島実は弁護士で元日弁連人権擁護委員会副委員長だ。ここ数年、日韓歴史問題をはじめとする様々な問題で実証的な論文や鋭い評論を発表し続けている。戦時労働者問題では二〇二〇年日本国史学会の学会誌『日本国史学』第一五号に「韓国大法院『徴用工』判決と統治不法論」と題する実証論文を発表している。また、岡島が日本側世話人になり日韓の弁護士らが二〇一九年十二月二十三日に「一九六五年日韓請求権協定の尊重を求める日韓法律家共同声明」を出したことも、この問題との関連で注目される。

次に、目次に従い、各論文の概要を紹介する。

西岡が書いた総論「朝鮮人強制連行プロパガンダ」では本書が全体として主張する判決批判の主要論点が「朝鮮人強制連行プロパガンダ」という観点からまとめられている。

「朝鮮人強制連行プロパガンダ」とは、戦時中の朝鮮人戦時動員について、日本が多数の朝鮮人を権力を使って連行して奴隷労働させたと決めつけるキャンペーンで、一九六〇年代、北朝鮮に近い在日朝鮮人学者らが「強制連行」という用語を造語して開始し、日本人と在日朝鮮人の学者、記者、弁護士、活動家らがそれを引き継ぎ拡散させて一九八〇年代から九〇年代にかけて日本の学界とマスコミを支配し、それが韓国に飛び火して韓国の学界とマスコミを支配し韓国政府の公式歴史観となり、二〇一八年十月に日韓国交正常化の枠組みを否定する大法院判決を生んだ、この一連のプロセスを指す。

第一部「朝鮮人戦時労働の実態」では、一九三九年から一九四五年にかけて行われた朝鮮人労働者戦時動員の真相について統計と資料にもとづいて議論した。

西岡論文「Ⅰ 統計から見た戦時労働の実態」は、朝鮮総督府、厚生省、内務省などの諸統計を使って戦時動員期間に何が起きていたのかを見たものだ。「朝鮮人強制連行プロパガンダ」の嘘を暴く統計的事実が多数明らかになっている。たとえば、動員期間六年間で合計二百四十万人の朝鮮人が内地に渡航したが、そのうち戦時動員は二五%、残りの七五%は自発渡航者だった。

長谷論文「Ⅱ 朝鮮人戦時労働者の労働現場の実態——『強制連行』と『奴隷労働』は歴史的事実か?」は、「朝鮮人強制連行プロパガンダ」の生みの親と言える朴慶植<sup>ダクギョクシツ</sup>、『朝鮮人強制連行の記録』とその後継者である外村大<sup>トウノヒサシ</sup>らの研究について、都合の悪い資料を意図的に無視する偏った議論をしていると資料に即して批判した。特に、『特高月報』に掲載されている朝鮮人労働者に関する記述を体系的に分析して奴隷労働とはほど遠い実態に迫っている点に注目した。

第二部「戦後の展開(Ⅰ) 日本」では、「朝鮮人強制連行プロパガンダ」を生み出した戦後の日本の状況を分析した。

勝岡論文「Ⅲ 朝鮮人・中国人『強制連行』運動史」は、まず、朝日新聞のデータベースを使って朝鮮人強制連

行関連記事は一九八〇年代後半になって盛んに報じられるようになり、一九九〇年と九一年に爆発的に報じられていることを明らかにした。次に、戦後の日本における戦時労働に関する文献を調べ、二〇一八年九月段階までで一三五七点あったが、そのうち、「強制連行」「強制労働」の立場に立たないものはわずか一〇九点、二分の一しかなかったという衝撃的な事実を明らかにした。このような研究状況は一九六五年に出された朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』から始まり、一九七〇年代朝鮮総連が主導した朝鮮人強制連行調査団の活動で拡散し、それを引き継いだ日本人左派学者と活動家らが九〇年代以降、日本全国で活発な調査活動を続けたことで成立した。勝岡論文はそれを概観した上で、朴慶植の後継者として、金英達、山田昭次、外村大、竹内康人らと、日本における裁判を最初に企画した高木健一の果たした役割を批判的に分析した。このような研究・運動史研究はこれまでなかったもので、大変貴重だ。

和田論文「IV 日本での徴用工裁判と韓国大法院判決」では、まず日本での裁判の流れを決定づけた中国人労働者が起こした西松建設訴訟の最高裁判決を紹介した。最高裁は一九七二年の日中共同声明によって、原告らの「実体的権利そのものではなく、裁判上訴求する権能が消滅した」という判断を下した。この判断は他の朝鮮人労働者が起こした裁判でも同じように適用され、日本で彼らが起こした裁判はすべて請求が棄却された。次に、「日本鋼管強制労働訴訟」「三菱重工長崎造船所徴用工訴訟」「東京麻糸紡績朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟」「日鉄徴用工訴訟」「三菱名古屋挺身隊訴訟」「三菱広島元徴用工損害賠償請求控訴事件」「不二越二次訴訟」の概要が紹介される。そして、最後に韓国大法院判決を日本での裁判のいきさつをふまえて批判的に検討している。特に、判決の「日本統治不法論」を法令の遡及適用という観点から緻密に批判している点は学ぶべきことが多い。

第三部「戦後の展開(2) 韓国」では、「朝鮮人強制連行プロパガンダ」が韓国に飛び火していく過程を分析した。

西岡論文「V 日韓条約での外交解決、韓国政府の補償、韓国での裁判」は一九六五年の国交正常化における外交的解決と、それを受けて韓国政府が行った補償について詳しく紹介した上で、その枠組みを壊す動きである「朝鮮人強制連行プロパガンダ」と「日本統治不法論」が日本発で韓国に飛び火していくプロセスを概観した。

岡島論文「VI 韓国大法院『徴用工』判決——韓国司法の歴史的汚点」は、前記和田論文とは反対の方向、すなわち大法院判決の問題点を指摘した上で、それを生み出した日韓両国の動きを分析している。この二人の弁護士論文を読むと、大法院判決の深刻な問題点がより重層的に理解できる。岡島論文は大法院判決の基礎に「統治不法論」があることを指摘した上で、その歴史認識が判決により韓国社会に確立してしまったとして、「不法統治ドグマ」が成立したと分析する。そして、「統治不法論」が日本国内でまず形成されたとして、日韓条約反対運動、戦後補償訴訟、慰安婦問題の河野談話、二〇一〇年の「日韓知識人共同声明」に至る動きを概観する。

巻末には関係資料をつけた。基本的な条約、協定、付属議事録などと、請求権協定とその後の韓国政府の対応を理解するために必要な韓国側の文書に加えて、最近の議論でほとんど言及されない韓国人の財産や権利を消滅させた日本の法律を収録した。また、韓国政府が作成した朝鮮人戦時労働者を使った日本企業リスト二種（現存企業二七五社リスト、現在は存在しない企業を含む一二四六社リスト）も載せた。この二つのリストは日本ではなかなか見ることができない貴重なものだ。

当然のことながら五人の筆者の歴史認識や日韓関係に対する考えは少しずつ異なっている。用語においても「徴用工」「植民支配」という語を使う者もいるし、それを避けて「戦時労働者」「日本の統治」などという語を使う者もいる。なお、本書の編著者である西岡は、朝鮮人労働者の戦時動員は募集、官斡旋、徴用の三つがあったので、全体を指す語としては「徴用工」でなく「戦時労働者」がふさわしいと考えている。ちなみに日本政府は二〇一八

年十一月から「徴用工」を使わなくなり、「旧朝鮮半島出身労働者」を使っている。ただ、日本発の「朝鮮人強制連行プロバガンダ」が韓国の大法院判決を生み出し、その結果、日韓友好関係が多大な打撃を受けていることへの危機感は五人に共有されている。編者としてこの五人の専門家で一冊の本をまとめることができたことを大変に光榮に思っている。本文中の人名にはすべて敬称を省略した。

本書を企画・出版した一般財団法人産業遺産国民会議専務理事・産業遺産情報センター長の加藤康子氏と編集を担当してくれた林建朗氏に感謝したい。

二〇二二年二月

西岡力